

特別支援事業に係る児童の貯蓄について

「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業」については、以下の取扱いを実施のうえ、対象児童の将来のための貯蓄を可能とする。

○貯蓄を行う場合の取扱い(施設長等※)

貯蓄を行う時期は平成23年3月31日まで

- ・貯蓄は対象児童名義の新規口座に、施設長等が預金し管理^(注)する。
- ・貯蓄の管理は、通帳の保管方法、金銭出納手続等必要な事項を定めた施設の管理規程等を整備して実施。

(注)児童の貯蓄の財産管理については、民法第830条第1項による意思表示のうえ施設長等を管理者として指定することを予定。

貯蓄をした場合の報告(事業実績報告)

- ・貯蓄したことを明らかにする書類(通帳の写し等)を事業実績報告書に添付。

※施設長等とは特別支援事業の事業実施者をいう。

○実施主体※による適切な指導

- ・施設長等が上記の貯蓄を行う場合は、管理規程の整備など必要な指導を行う。
- ・特別支援事業終了後の子どもの貯蓄は、施設監査等の機会を通じて必要な点検・指導を実施。

※実施主体・・・都道府県・指定都市・児童相談所設置市